

地域食農連携プロジェクト推進事業費補助金交付事務取扱要領

制定：令和3年7月29日付け食産第1055号
最終改正：令和5年5月1日付け食産第116号
北海道経済部食関連産業局食産業振興課

第1 趣旨

道産農林水産物を活用した持続的な食のビジネスを創出し、食を軸とする本道経済の振興を図るため、道内外の多様な関係者の参画のもと地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を推進し、意欲ある一次生産者と事業者（群）がともに取り組む商品開発を支援することを目的とし、予算の範囲内で交付する地域食農連携プロジェクト推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付事務の取扱に関しては、国の地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱（令和3年3月29日付け2食産第6806号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 補助対象者

1 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 要綱第4の2で定義するプラットフォームの参画者であって、要綱第5の2に該当し、要綱別表3に掲げる要件を全て満たす者であること。

なお、補助対象者には単体のプラットフォームの参画者のほか、複数のプラットフォームの参画者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）も含まれるものとする。

(2) 本要領第3の1の規定により事業計画の承認を受けた者であること。

(3) 次のア～オまでのいずれにも該当していないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

2 コンソーシアムにおいては、前項の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

(1) コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。

(2) 北海道から補助を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、協定書等に記載があること。

第3 事業計画の承認

1 補助金を受けて事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、別表に掲げる区分、事業内容、補助対象経費及び補助率に基づき、要綱第26の3の規定により要綱別記様式第13

- 号によって事業実施計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。
- なお、次に掲げる事項を事業実施計画書の5(2)「積算内訳」の備考欄に記載することをもって、知事への届出とすることができる。
- (1) 予定している委託先名
 - (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費
- また、事業実施者が委託して行わせることができる範囲は事業費の2分の1までとする。

第4 事業実施計画の変更

事業実施者は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、要綱第14の規定により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

第5 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第 号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施者（以下「補助事業者」という。）が知事に対して行うものとする。
 - (1) 事業計画書（経済第2号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
 - (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
 - (4) 事業予算書（経済第11号様式）
 - (5) 資金収支計画書（経済第23号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
- 2 補助事業者は、納税対応状況について、納税対応状況申出書を作成し、併せて提出するものとする。
- 3 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業者がやむを得ない事情により、交付決定の前に事業に着手する必要がある場合には、要綱第12の2の規定により、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した要綱別記様式第3号による交付決定前着手届を提出した上で行う取組について、当該取組の後に交付決定された範囲において、補助の対象とすることができる。
- 5 前項の規定により交付決定前に事業を実施する補助事業者は、要綱第12の3の規定により、交付決定前に実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、補助金等交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 6 知事は、交付決定前着手届による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 補助金の交付申請額

- 1 補助金の交付申請は、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で行うものとする。
- 2 要綱第9の2の規定により、補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者が該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消

費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費から、当該補助事業者における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

第7 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式の交付決定通知書により、同様式に定める交付の条件のほか、第14、第18の3及び第25の条件を付して行うものとする。
- 2 知事は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、補助事業者速やかに通知するものとする。
- 3 知事は、第5の2の規定により納税対応状況申出書を提出した補助事業者における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の通知に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなき場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、要綱別記様式第9号の消費税等仕入控除税額等報告書によりその金額（実績報告において、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、1の規定による補助事業者への通知に付記するものとする。

第8 申請の取下げ

補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、経済第13号様式の補助金等交付申請取下書を知事に提出して申請を取り下げることができるものとする。

第9 契約等

- 1 補助事業者は、要綱第26の2(1)の規定により、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするとき、一般競争入札に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争入札に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合には、要綱第26の2(2)の規定により、当該契約に係る入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、要綱別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更（要綱第15に規定する軽微な変更の欄に掲げるものは除

く。)において、知事の承認を受けようとする場合には、経済第12号様式の補助事業等変更承認申請書及び要綱別記様式第4号による変更等承認申請書に第5に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更
 - (2) 補助金額の変更
- 2 知事は、1の変更を承認する場合は、補助事業者に通知するものとする。
なお、知事は、承認に当たり交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書及び要綱別記第4号様式に関係書類を添えて、知事に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、補助事業者に通知するものとする。
なお、知事は、承認に当たり交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

第12 事業の執行の遅延又は不能

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に要綱別記様式第5号による事業遂行状況報告書を添えて、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

第13 事情変更

知事は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとし、これを補助事業者に通知する。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

第14 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、経済第16号様式の補助金等概算払申請書に経済第23号様式の資金収支計画書（申請者が市町村である場合又は補助事業の内容が建設工事である場合を除く。）を添えて、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、概算払をすることと決定したときには、補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、運用第9条関係第1項2の（4）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第15 補助金遂行状況の報告

補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において要綱別記様式第5号の事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に提出するものとする。ただし、第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書の提出をもって、これに代えることができる。

第16 実績の報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、補助事業の完了の日（第11の1による廃止の承認を受けた日を含む。）から、30日以内又は3月10日までのうち、いずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

なお、実績報告書には、支出伝票や領収証書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

- (1) 事業実績書（経済第2号様式）
 - (2) 補助金等精算書（経済第20号様式）
 - (3) 事業精算書（経済第22号様式）
- 2 道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、1の書類と併せて要綱別記様式第8号による年度終了実績報告書を添付するものとする。

第17 補助金の確定額

補助金の確定額は、別表において区分される事業ごとに要した補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額の合計額とする。

第18 額の確定

- 1 知事は、規則第15条に基づき、第16の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、その超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第16の1及び2に準じて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3に基づく実績報告書の提出を受けた場合は、1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第19 事業実施状況等の報告

補助事業者は、要綱第29の規定に基づき、補助事業の成果目標の達成に向けた進捗状況又は成果目標の達成状況について、要綱別記様式第14号により事業実施状況報告及び評価報告を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年6月末までに知事に提出することとする。

第20 帳簿及び書類の備付け

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電氣的記録によることができる。

第21 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事は、第11及び第13の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業に関して、事務手続の遅延、その他不適當な行為をしたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこ

れに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- 2 知事は、1 について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは補助事業者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときには、あわせて要綱第22の2、3及び4の規定に準じ、当該補助金の返還を命ずるものとする。

第22 報告又は指導

知事は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第23 海外の付加価値税の還付額に係る補助金相当額の納付

- 1 知事は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について、補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業完了時に、手数料等を上回る海外付加価値税について還付を受けている場合若しくは還付を受けることが確実であるときは、第16の1による実績報告において、補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る補助金相当額を道に納付するものとする。
また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を道に納付するものとする。

第24 収益納付

- 1 補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、当該事業の収益の状況について、要綱別記様式第10号により知事に報告しなければならない。
- 2 1により報告を受け、国と協議した結果、相当の収益が生じたと認められる場合は、当該収益の一部又は全部を道に納付させることがある。

第25 債権譲渡等の禁止

補助事業者は、第7の1による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第26 本事業における個人情報の取扱について

知事は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附則（令和3年7月29日付け食産第1055号）

- 1 この要領は、令和3年7月29日から施行する。

附則（令和4年5月9日付け食産第121号）

- 1 この要領は、令和4年5月10日から施行する。

附則（令和5年5月1日付け食産第116号）

- 1 この要領は、令和5年5月2日から施行する。